

監査品質審査規程

2005年5月11日制定

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、会員の行った情報セキュリティ監査の品質の維持および情報セキュリティ監査の品質向上のための監査品質審査の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条（定義）

監査品質審査とは、被監査主体より提起される苦情を契機とせず、会員より申請のあったもしくは協会が独自の判断にて選択した現に行われた監査に対し、情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準など協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを審査委員会が審査することを通じて、協会が会員の提供した情報セキュリティ監査の質を評価するとともに、より高い水準となるよう支援を行うことである。

第3条（当事者の協力義務）

1. 会員は、自己が行った情報セキュリティ監査について、協会に対して監査品質審査の申請を行うことができる。
2. 会員は、自己が行った情報セキュリティ監査の実施に際し、協会が定める「情報セキュリティ監査に関するアンケート」（以下、被監査主体向けアンケート）への回答を被監査主体に対して求めることにより、監査事例の収集に向けた協力を得られるように働きかけを行うこととする。
3. 監査品質審査の対象となる会員は監査品質審査に協力しなければならない。

第4条（免責事項）

1. 協会は、監査品質審査の結果として示された決定と処置により、会員に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。
2. 監査品質審査にかかわる責任を負う場合は協会が負い、その審査に関与した審査委員会委員（以下「委員」という）、事務局員ならびにこれらの職にあった者はいずれもその監査品質審査について、一切の責任を負わない。

第5条（監査品質審査の計画）

1. 協会は、会員からの監査品質審査の申請を受け付けるとともに、被監査主体向けア

ンケートの受付窓口として会員が行った情報セキュリティ監査の事例調査を行い、審査委員会へ報告する。

2. 審査委員会は監査品質審査の実施に際して、監査品質審査チームを編成する。
3. 監査品質審査チームは、最低2名の委員より構成される。
4. 監査品質審査チームは、毎年度始に監査品質審査実施の年度計画を策定する。また、会員からの監査品質審査の申請及び監査事例調査の結果を受けて、監査品質審査の対象とする監査を選択し、四半期毎の監査品質審査の実施計画を策定する。選択に際しては、会員からの監査品質審査の申請のあった監査を優先して監査品質審査を行うように努める。

第6条（監査品質審査の実施）

1. 協会は、監査品質審査チームが選択した監査品質審査の対象となる監査を行った会員に対して監査品質審査の実施通知を行う。
2. 監査品質審査チームは、会員に対して監査品質審査の実施通知を行ってから30日以内に、監査品質審査チーム会議の開催を求めることができる。
3. 監査品質審査チームは、監査品質審査の対象となる監査を行った会員、監査品質審査に関わる関係者、その他監査品質審査チームが必要と認める関係者に対し、監査品質審査チーム会議への出席を求めることができる。
4. 監査品質審査チームは、監査品質審査チーム会議において監査品質審査の対象となる監査に関わる事項につき事実確認のための事情を聴取する。事情聴取に当たっては必要に応じてそれぞれの関係者を含めることができる。
5. 監査品質審査チームを構成する委員は、監査品質審査チーム会議にて監査品質審査の対象となる監査が情報セキュリティ監査制度に基づき、その監査に用いられた基準及び倫理基準等協会の定める基準に示された監査水準に適合するか否かを検討する。

第7条（監査品質審査に対する決定と処置）

1. 監査品質審査チームを構成する委員は、適切と考えられる結論とその結論に至る理由について、自らの意見を審査委員会に報告する。
2. 審査委員会は委員からの報告を受けて、適切と考えられる結論を決定する。また、監査品質審査の対象となる監査を行った会員に責めがあるときには、懲戒を行う旨の裁定を行うことができる。
3. 前項の審査委員会の決定および裁定は、全会一致をもって監査品質審査の実施通知後3ヶ月以内に結論を出すように努める。
4. 審査委員会が会員に対し懲戒を行う旨の裁定を行ったときは、理事会に報告し承認を受けなければならない。

5. 理事会は、審査委員会の裁定を経て懲戒を行うことができる。この処置には決定の内容により以下を含む。
 - (1) 会員への戒告または資格停止、および改善計画の策定の指示
 - (2) 協会からの除名
 - (3) 協会からの除名を行ったことの公表
6. 協会は、監査品質審査の結論、ならびに理事会により承認された審査委員会の裁定を、監査品質審査の対象となる監査を行った会員、その他必要に応じて関係者に通知する。
7. 会員が、改善計画の策定の指示を受けた場合には、速やかに策定し、審査委員会に報告しなければならない。

第8条（会員への周知）

協会は、会員が行う監査がより高い水準となるよう監査品質審査の概要及び結果について、他の会員の模範となるべき好取組み事例、及び問題となった事象について原因を究明し今後類似事象の未然防止に努めるために必要な情報を秘密に関する事項を除いてその概要を会員に対し周知する。

第9条（秘密保持）

理事、委員、事務局員ならびにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、監査品質審査の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第11条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。